

令和 7 年度 成田市意思疎通支援事業運営委員会会議録概要

日時	令和 8 年 2 月 2 日 (月) 14:00~15:30	会場	成田市役所 議会棟 3 階 第 3 委員会室
出席委員等 (計 8 名)			
【出席委員 6 名】 成田市聴覚障害者協会 会長 成田市聴覚障害者協会 事務局長 社会福祉法人成田市社会福祉協議会 地域福祉係 副主幹 成田市 福祉部障がい者福祉課 課長 意思疎通支援者 (成田市設置手話通訳者 2 名)			
【事務局 2 名】 成田市 福祉部障がい者福祉課 諸徳寺係長、菅谷副主査			
議事概要			
<p>1. 令和 6 年度初級手話講習会の実績について</p> <p>2. 令和 6 年度、令和 7 年度上半期意思疎通支援事業実績 (別紙 1 参照)</p> <p>3. 令和 7 年度手話奉仕員養成講座の実施状況について (別紙 1 参照)</p> <p>4. 令和 8 年度手話奉仕員養成講座について</p> <p>5. その他</p> <hr/> <p>1. <u>令和 6 年度初級手話講習会の実績について</u></p> <p>『委員』</p> <p>成田市聴覚障害者協会のご協力のもと、1 月 15 日から 2 月 26 日まで 7 日間にわたり開催し、延べ 142 名の参加となりました。定員 20 名に対して 22 名の申し込みがあり、講師に相談のうえ 22 名全員に受講していただきました。出席率も高く、各回 20 名前後の方が出席されていました。</p> <p>令和 7 年度は定員を 30 名に増やして募集したところ 38 名の申し込みがありました。今年度も講師に相談のうえ全員受講していただけることになりましたが、うち 2 名はご都合により辞退されたため、現在 36 名で開催しております。</p>			

2. 令和6年度、令和7年度上半期意思疎通支援事業実績（別紙1参照）

『事務局』

令和6年度の年間実績は2,093件で、令和7年度の上半期実績は1,020件でした。令和6年度は令和5年度と比較すると約199件増加しており、令和7年度上半期は令和6年度上半期と比較すると37件減少している状況です。

また、成田市では窓口に設置したタブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを令和4年7月に導入しており、令和4年度は3件、令和5年度は1件、令和6年度は3件、令和7年度上半期は1件の利用がありました。今後も引き続き窓口での周知をまいります。

『委員』

遠隔手話通訳サービスを使いたくない方はいらっしゃいましたか。

『委員（設置手話通訳者）』

令和7年度は、設置手話通訳者の不在時に遠隔手話通訳サービスを案内したところ、「また後日来ます」とご回答があり利用されなかったことが2件ありました。設置手話通訳者が不在であることを伝えるとすぐに「それではまた」と言って帰られることもあり、それは3件ありました。

『委員』

ろう者の場合は遠隔手話通訳サービスが苦手な方や、できることを知らない方もいると思います。

『委員（設置手話通訳者）』

この5件のうち4件の方はタブレット端末を利用できることはご存知です。ただ、届いた手紙の内容を一緒に見てほしいとか、通訳依頼を出したいというような内容で、設置手話通訳者に話したいというご希望がありました。

『委員』

タブレット端末の利用が0ということが続くと今後何か影響はありますか。

『事務局』

利用実績が少ないとやはり継続が難しくなる可能性はありますが、感染症対策や災害時の対応を考えて導入しているので、そちらも考慮して判断していくこととなります。

『委員』

このようなサービスがあります、というような窓口での表示などもあまりしていな

いようであればお願いします。

別件で、電話リレーサービスというものがありますが、難聴者・中途失聴者向けのサービスで「ヨメテル」というものが始まりましたが、こちらについての対応は何かありますか。

『委員（設置手話通訳者）』

「ヨメテル」のパンフレットは窓口においてあります。

『事務局』

新しいことを始めたということでは、今年度、骨伝導イヤホンを導入して窓口にて用意しております。聞こえにくい高齢の方などの窓口での会話をサポートする目的で置いており、今年度は約 10 件程度、実際に利用して聞こえが良くなったので助かった、という声をいただいております。

『委員（設置手話通訳者）』

電話リレーサービスについては、以前、成田市聴覚障害者協会でも使い方を説明していただく機会があったと思いますが、登録はしているものの使いこなせないという方が設置手話通訳者に代わりに電話してほしいということで来庁されることがあります。しかしながら、通話先の会社によっては「市役所の手話通訳からの電話では受けられないので、電話リレーサービスを使ってください。あるいは当社が契約している電話リレーサービスを利用してください。」という案内を受ける場合があります。そのため、市役所で一緒に電話リレーサービスを使うこともあります。

『委員』

私は電話リレーサービスの普及員をしておりますので、設置手話通訳者を通じてご相談いただき、日程調整をして直接ご本人にお教えすることも可能です。実際に今までも何度も行っており、ろう者同士でしっかり必要性なども含めてお伝えすることができると、その後はよく利用していただけるようになったという実例がありますので、そのことも知っておいていただくとありがたいです。

3. 令和 7 年度手話奉仕員養成講座の実施状況について（別紙 1 参照）

『事務局』

令和 7 年度の受講者数は前期講座 20 名、後期講座 16 名の合計 36 名でした。修了者は前期講座 11 名、後期講座は現在補講受講中の 1 名を含めて 14 名の見込みです。

4. 令和8年度手話奉仕員養成講座について

『事務局』

令和8年度は成田市男女共同参画センターにて、前期講座を土曜日の午前10時から12時、後期講座を金曜日の午後6時30分から8時30分として開催予定です。初回は5月15日、16日を予定しております。今回からは前期・後期ともに新テキストを使用するというのでよろしいでしょうか。

『委員』

今回からはどちらの講座も新テキストを使用します。

5. その他

『委員』

成田市としては、手話言語条例についてはどのようなお考えですか。条例を制定する際は成田市聴覚障害者協会も一緒に考えていきたいと思っています。

『委員（障がい者福祉課長）』

数年前に検討していたことがありましたが、千葉県聴覚障害者協会からまだ待ってほしいというような話があり中断した状況です。それから数年経って、成田市聴覚障害者協会でも学習会を開催されていましたが、その状況もお聞きできればと思っております。条例の有無に関わらず、手話施策推進法に基づいて意思疎通支援事業を進めることは可能です。

『委員』

確かにそうです。成田市は手話通訳の制限がほぼなく、他市でも条例がなくても先進的な取り組みを行っているところがありました。そのため、条例はなくてもよいという考え方もありましたが、東京2025デフリンピックをきっかけにやはり条例は必要ということで条例を制定した市があると伺っております。成田市聴覚障害者協会にもそのような声がかかるようになり、昨年学習会をまず開こうということでスタートしました。

『委員（障がい者福祉課長）』

条例を制定することがゴールではなく、あくまでも意思疎通支援事業を充実させていくことが目標だと思うので、状況を見ながら今後考えていきたいと思えます。

『委員（設置手話通訳者）』

他市で条例があるところでは、市長の会見や年度当初の挨拶などで手話通訳がついていて、きちんと合理的配慮がされている印象です。また、市職員や市内の小学生に対する手話学習の場の提供や、市民の方が聴覚障がいのある方の理解を深めるための取

り組みも、条例があるからこそ考えていけるということもあると思います。

『委員（障がい者福祉課長）』

今伺った内容で、すぐにできることは行っていきたいと思います。

『委員』

今年は成田市聴覚障害者協会の創立 30 周年になるので、記念大会を予定しております。来賓としてご案内をさせていただくと思いますのでよろしくお願いいたします。また、手話言語条例についても、市、県の協会と一緒に学習会などを計画したいと考えており、その際は障がい者福祉課の方とも一緒にできればと思いますのでよろしくお願いいたします。